

# 保 健 推 進 課

係	分掌事務
健康企画係	(1) 妊婦健康診査に関する事。 (2) 母子健康手帳の交付に関する事。 (3) 不妊治療給付事業助成制度に関する事。 (4) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定する事。 (5) 乳幼児の予防接種に関する事。 (6) 課の庶務に関する事。
発達支援係	(1) 発達支援に関する事。 (2) 障害児等通園事業に関する事。 (3) 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関する事。
親子健康係	(1) 乳幼児健康診査に関する事。 (2) 妊娠期及び産後における支援に関する事。
各係共通	(1) 保健衛生思想の普及に関する事。 (2) 母子保健に関する事。 (3) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。



区 分	1 不妊治療等助成事業	所管係	健康企画係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦(事実上婚姻関係にある男女を含む)で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の1/2の額で助成している。</p> <p>また、平成23年度より制度が拡充され、保険診療分の助成上限額が3万円から6万円に引き上げられた。さらに、これまでの不妊治療(保険診療分)に加えて、新たに人工授精も対象となり、保険診療分と人工授精を含む治療の医療費の申請の場合、助成上限額が10万円となった。</p> <p>平成26年11月からは不育治療を新たに助成対象とし、平成26年10月1日以降に受診した治療について、1回の妊娠につき10万円までを限度に、治療等に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成した。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱</li> <li>◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項</li> </ul> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>平成15年7月から事業を開始し、平成15年4月診療分から適用 平成30年度申請は、385件(実人員 268人)</p>			

区 分	2 妊婦健康診査事業	所管係	健康企画係																								
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。(平成20年度までは、5枚の交付) 母子保健法の改正に伴い平成9年度より府から移譲された。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について(平成8年11月20日児発第934号)</li> </ul> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>母子健康手帳発行状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手 帳 発 行 数</td> <td>1,455</td> <td>1,390</td> <td>1,353</td> <td>1,312</td> <td>1,157</td> </tr> <tr> <td>初 妊 婦 数</td> <td>574</td> <td>568</td> <td>597</td> <td>528</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>初妊婦率(%)</td> <td>39.5</td> <td>40.9</td> <td>44.1</td> <td>40.2</td> <td>41.8</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	手 帳 発 行 数	1,455	1,390	1,353	1,312	1,157	初 妊 婦 数	574	568	597	528	484	初妊婦率(%)	39.5	40.9	44.1	40.2	41.8
区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30																						
手 帳 発 行 数	1,455	1,390	1,353	1,312	1,157																						
初 妊 婦 数	574	568	597	528	484																						
初妊婦率(%)	39.5	40.9	44.1	40.2	41.8																						

区分	3 妊婦歯科健診	所管係	健康企画係
<p style="text-align: center;">制度の概要</p> <p>妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。</p> <p>(対象者) 本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者</p> <p>(費用) 妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料 協力医療機関以外で受診する場合、健診料を一旦自己負担されたのち、後日、還付請求により助成対象分を返金する。(助成上限額あり)</p> <p style="text-align: center;">根拠法令等</p> <p>◇ 母子保健法第13条(昭和40年8月18日法律第141号)</p> <p style="text-align: center;">制度の現況</p> <p>平成29年4月から事業を開始(平成29年4月診療分から適用) 平成30年度助成件数 381件(国保に支出更正した49件を含む)</p>			

区分	4 未熟児養育医療給付事業	所管係	健康企画係
<p style="text-align: center;">制度の概要</p> <p>身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。</p> <p>入院養育にかかる「医療費(医療保険各法の適用範囲内)の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額(食事療養費については標準負担額)を公費負担する。</p> <p>ただし、室料、貸しおむつ等の保険対象外は自己負担となる。</p> <p>(1) 対象となる医療</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 診察</li> <li>② 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>③ 医学的処置、手術及びその他の治療</li> <li>④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</li> <li>⑤ 移送(医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る)</li> </ol>			

(2) 給付の対象

宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1歳未満）。

- ①出生時体重 2,000 グラム以下のもの
- ②生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態	①運動不安、けいれんがあるもの ②運動が異常に少ないもの
イ 体温	摂氏 34 度以下のもの
ウ 呼吸器 循環器系	①強度のチアノーゼが持続するもの ②チアノーゼ発作を繰り返すもの ③呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの ④呼吸数が毎分 30 以下のもの ⑤出血傾向の強いもの
エ 消化器	①生後 24 時間以上排便がないもの ②生後 48 時間以上、嘔吐が持続しているもの ③血性吐物があるもの ④血性便があるもの
オ 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(3) 給付の対象期間

乳児（1歳未満）の期間のみ認定の対象

※1歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省第 55 号）

制 度 の 現 況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。

給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年 度	26	27	28	29	30
給付決定児数（人）	57	55	51	38	52

区分	5 予防接種事業	所管係	健康企画係
----	----------	-----	-------

制度の概要

予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種施行令で定められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種（定期予防接種）を行っている。接種には集団予防接種（BCG）と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。

感染症予防のために行われる予防接種は、平成 13 年 11 月 7 日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成 25 年に一類、二類疾病という呼称は、A 類、B 類疾病に改正された。A 類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・水痘・B 型肝炎である。

なお、令和元年 7 月 1 日より骨髄移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度、予防接種を受ける場合に要する費用の助成を行っている。

根拠法令等

- ◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）
- ◇ 予防接種法施行令（昭和 23 年 7 月 31 日政令第 197 号）
- ◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項（令和元年 7 月 1 日施行）
- ◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）

平成 31 年 4 月現在

	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	
接 集 種 団	BCG	生後 1 歳未満 (接種推奨月齢) 生後 6 か月		1 回	推奨月に接種。 対象生まれ月の実施日に来られない場合は、1 歳未満の別日に接種。	
個 別 接 種	不活化ポリオ (IPV)	生後 3 か月以上 90 か月未満	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。	
	4 種混合 (DPT-IPV) ※1	生後 3 か月以上 90 か月未満	1 期 (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ)	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
				追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。
	3 種混合 (DPT) ※1	生後 3 か月以上 90 か月未満	1 期 (ジフテリア 百日せき 破傷風)	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
				追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。
	2 種混合 (DT)	11 歳以上 13 歳未満	2 期 (ジフテリア・破傷風)		1 回	※2
麻しん風しん 混合 (MR)	生後 12 か月以上 24 か月未満	1 期		1 回		
	小学校就学前の 1 年間	2 期		1 回		
日本脳炎 ※3	生後 36 か月以上 90 か月未満 ※b 標準年齢	1 期	初回	2 回	初回、1 回目と 2 回目の間は 6～28 日までの間隔をおいて接種。追加は初回（2 回目）の終了からおおむね 1 年の間隔をおいて接種。	
			追加	1 回		
	9 歳以上 13 歳未満	2 期		1 回		

	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27～56 日 (医師が認める場合は 20 日) の間隔をおいて接種。(初回 (3 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27～56 日 (医師が認める場合は 20 日) の間隔をおいて接種。(初回 (2 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	
		(初回接種開始) 1 歳以上 5 歳未満		1 回		
	小児用 肺炎球菌 (13 価)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。 (初回 (3 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	生後 1 歳以降、初回 (3 回目) 終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。(標準として 12～15 か月の間に行う。)
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。 (初回 (2 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)
				追加	1 回	生後 1 歳以降、初回 (2 回目) 終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。(標準として 12～15 か月の間に行う。)
			(初回接種開始) 1 歳以上 2 歳未満		2 回	各回の間は 60 日以上の間隔をおいて接種。
			(初回接種開始) 2 歳以上 5 歳未満		1 回	
	水痘	生後 12 か月以上 36 か月未満			2 回	生後 12 か月～15 か月に至るまでに 1 回目の接種を行い、6～12 か月までの間隔をおいて 2 回目を接種。
	B 型肝炎	1 歳未満			3 回	1 回目は生後 2 か月以降に接種。 2 回目は 27 日以上の間隔をおいて接種。 3 回目は、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて接種。

※a 対象年齢＝法律で定められた接種年齢

※b 標準年齢＝対象年齢の中でも国が接種を奨める望ましい年齢

※1 4 種混合ワクチンは、3 種混合と不活化ポリオを合わせたワクチン。3 種混合ワクチンやポリオワクチンを必要回数接種した方は、4 種混合ワクチンを接種する必要はない。

※2 4 種混合または 3 種混合ワクチン接種の基礎免疫 (1 期) に続き、追加免疫を与えるために接種。

※3 平成 25 年 4 月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人 (平成 7 年 4 月 2 日生～平成 19 年 4 月 1 日生) は、20 歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。また、平成 19 年 4 月 2 日生～平成 21 年 10 月 1 日生で、3 歳以上 7 歳 6 か月未満の間に 1 期が終了していない場合は、9 歳以上 13 歳未満の間は、定期接種として 1 期の不足分を接種することができる。

※4 接種開始年齢によって、接種回数が異なる。

制度の現況

接種者数の推移

(単位：人)

種別			年度	26	27	28	29	30
B	C	G		1,434	1,340	1,318	1,221	1,256
ポリオ								
不活化ポリオ				1,132	301	133	72	21
4種混合				5,433	5,523	5,376	5,104	5,072
3種混合	1期追加			477	14	0	0	0
2種混合	2期			957	1,036	972	962	1,119
麻しん・風しん混合				3,012	2,928	2,849	2,785	2,715
麻しん				0	0	0	0	1
風しん				0	0	0	0	0
日本脳炎				6,414	6,340	6,153	5,734	7,048
ヒブ				5,690	5,419	5,209	4,950	4,944
小児用肺炎球菌				5,638	5,430	5,230	4,965	4,964
水痘				2,859	3,054	2,547	2,431	2,458
B型肝炎						2,082	3,694	3,650

※ 平成26年度以降の接種者数については市外還付分を含む。



### 制度の概要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独（R）ワクチン及び麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成する。

#### （1）助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ①妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- ②妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。  
ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

#### （2）助成額

予防接種に要した費用の3分の2（百円に満たない金額は切り捨て）とし、1人につき1回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援を受けている者
- （3）市町村民税非課税世帯に属する者

### 根拠法令等

- ◇ 平成31年度宇治市風しん予防接種助成事業実施要項（平成31年4月1日施行）
- ◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領（平成31年4月1日施行）

### 制度の現況

風しん予防接種助成状況

年度	26	27	28	29	30
助成者数（人）	90	71	74	66	205

※平成25年度に限り、風しんの流行拡大に対応し、風しん予防接種緊急対策事業として、19歳以上の市民を助成対象に実施した。

区 分	7 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	所管係	発達支援係
<p data-bbox="188 264 459 297">制 度 の 概 要</p> <p data-bbox="164 331 1485 432">すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。</p> <p data-bbox="188 499 459 533">根 拠 法 令 等</p> <ul data-bbox="188 566 1369 645" style="list-style-type: none"> <li>◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）</li> <li>◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要項（平成 24 年 4 月 1 日施行）</li> </ul> <p data-bbox="188 712 459 745">制 度 の 現 況</p> <p data-bbox="220 779 1046 880">平成 24 年 7 月から事業を開始 対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託している。 平成 30 年度訪問件数 478 件</p>			

区 分	8 発達相談	所管係	発達支援係
<p data-bbox="188 1301 459 1335">制 度 の 概 要</p> <p data-bbox="164 1368 1485 1469">乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。</p> <p data-bbox="188 1536 459 1570">根 拠 法 令 等</p> <ul data-bbox="188 1603 999 1827" style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）</li> <li>◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）</li> <li>◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）</li> </ul>			

制度の現況

発達相談実施状況

年度		26	27	28	29	30
区分						
開設数		820	895	761	714	706
相談件数		1,137	1,142	1,131	1,110	1,029
内	初来	339	306	340	278	313
	率	29.8	26.8	30.1	25.0	30.4
訳	再来	798	836	791	832	716
	率	70.2	73.2	69.9	75.0	69.6

※ 平成28年度以降の開設数は発達相談を受けた実人数

区分

9 親子あそびの教室

所管係

発達支援係

制度の概要

子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、このまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。

根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日雇児発第0401015号第5次改正）

制度の現況

親子あそびの教室実施状況

年度		26	27	28	29	30
区分						
実施回数		62	62	62	62	62
処遇実人員		85	77	80	70	66
参加延人数		686	653	651	583	518

区 分	10 幼児期後期フォロー教室	所管係	発達支援係																														
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立てを明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）</li> <li>◇ 発達障害者支援法（平成17年4月1日法律第167号）</li> </ul> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>幼児期後期フォロー教室実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 施 回 数</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>処 遇 実 人 員</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>参 加 率 (%)</td> <td>85.3</td> <td>89.1</td> <td>94.9</td> <td>86.0</td> <td>93.6</td> </tr> <tr> <td>参 加 延 人 数</td> <td>182</td> <td>188</td> <td>210</td> <td>184</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	実 施 回 数	38	38	38	38	38	処 遇 実 人 員	27	28	28	28	27	参 加 率 (%)	85.3	89.1	94.9	86.0	93.6	参 加 延 人 数	182	188	210	184	191
区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30																												
実 施 回 数	38	38	38	38	38																												
処 遇 実 人 員	27	28	28	28	27																												
参 加 率 (%)	85.3	89.1	94.9	86.0	93.6																												
参 加 延 人 数	182	188	210	184	191																												

区 分	11 障害児等通園事業	所管係	発達支援係 (自立支援係)
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむね2歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。</p> <p>(事業内容)</p> <p>障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。 また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。</p> <p>(通園事業の運営)</p> <p>指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり之園」、アジール舎「児童デイころぼっくる」及び不動園「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」に通園事業補助金を交付している。</p> <p>※ 「児童デイころぼっくる」は平成20年4月より、「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」は平成23年4月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。</p>			

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則（平成 15 年宇治市規則第 22 号）
- ◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

制 度 の 現 況

事業の状況

(各年度決算額)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
通 園 児 数 (人)	132	200	197	210	210
事 業 補 助 金 (千円)	28,752	30,374	26,443	24,128	22,430

(平成 18 年度に障害福祉課障害福祉係より移管)

区 分

12 親子サポート事業

所管係

発達支援係

制 度 の 概 要

障害児等通園事業の申請をして、定員オーバーのため待機になった児の発達支援と保護者の不安を軽減するために、適切な場の提供を行い支援する。

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 発達障害者支援法(平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号)

制 度 の 現 況

平成 23 年度以後は、待機児童がなかったため、実施していない。

(平成 18 年度に障害福祉課障害福祉係より移管)

区 分	13 未熟児訪問指導事業	所管係	発達支援係																		
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。</p> <p>このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児のすこやかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発 668 号児童家庭局通知）</li> </ul> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問件数（件）</td> <td>136</td> <td>148</td> <td>139</td> <td>118</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>うち宇治市外で里帰り等の 人への訪問件数</td> <td>8</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>				年 度	26	27	28	29	30	訪問件数（件）	136	148	139	118	138	うち宇治市外で里帰り等の 人への訪問件数	8	21	10	11	8
年 度	26	27	28	29	30																
訪問件数（件）	136	148	139	118	138																
うち宇治市外で里帰り等の 人への訪問件数	8	21	10	11	8																

区 分	14 新生児訪問指導事業	所管係	発達支援係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。</p> <p>出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。</p> <p>平成 9 年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について （児童家庭局長通知 平成 10 年 4 月 8 日児発第 286 号）</li> </ul>			

## 制 度 の 現 況

### 新生児訪問指導実施状況

年 度 区 分	26	27	28	29	30
出 生 数	1,420	1,351	1,242	1,245	1,195
初 妊 婦 数	590	568	597	528	484
新生児訪問申請数	677	734	761	727	677
家 庭 訪 問 数	600	651	688	679	640
電 話 応 対 数	71	79	71	46	36
そ の 他 ※	6	4	2	2	1

※ 他市町で新生児訪問を受けた人等

区 分

15 妊婦面談事業

所管係

親子健康係

## 制 度 の 概 要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目ない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、母子健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の提供を目的として実施している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。（平成 30 年 6 月より実施）

（対象者）

本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

（事業内容）

（1）妊婦面談

母子健康手帳交付時、「宇治子育て情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、新たに保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。

（2）支援プランの作成

妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。

（3）ネウボラセットの配付

本市の福祉の発展と充実のために寄せられた寄付金を原資とする「福祉未来基金」を活用し、フィンランド発祥の総合的な子育てサービスを意味する「ネウボラ」にちなんだ名称で、父子健康手帳や赤ちゃん用品などを「ネウボラセット」として配付する。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発第 5 号）

## 制 度 の 現 況

平成 30 年度妊婦面談件数 974 件

区 分

16 妊娠・産後支援事業

所管係

親子健康係

## 制 度 の 概 要

妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。

平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。

### (1) 妊婦訪問

助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。

### (2) パパママ教室

#### ①ハッピーマタニティクラス

妊娠中の食事やお口のケアについての講義並びに、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。

#### ②おいしい！たのしい！クッキング！

妊娠中に必要な栄養素について調理実習をしながら学べる教室を開催し、栄養素に関するミニ講話を実施。

#### ③これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

妊娠中期以降の方を対象に、産後のママのための栄養のお話、赤ちゃんのお着替えやミルクの作り方等の講義や実習を行う。(夫婦だけではなく、祖父母の参加も可能)

#### ④パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～

赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、妊婦体験スーツの試着、精神科医による「妊産婦のこころの話」の講義等を実施。

### (3) 産後のママのための育児相談会

産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話や個別相談を実施。

対 象 生後 2～6 か月までの赤ちゃん和妈妈



(4) ママのためのおはなし会

妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。

対 象 妊婦または6か月ごろまでの赤ちゃんとその保護者

(5) 乳幼児相談

毎月、育児や子どもの食事・発達等の相談を実施。

対 象 生後2か月から就学前の子どもと保護者

内 容 身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日児発0823001号）

制 度 の 現 況

(1) 妊婦訪問

年度	26	27	28	29	30
訪問件数(件)	40	36	40	50	40

(2) パパママ教室

①ハッピーマタニティクラス

平成30年度 18回 104人

②おいしい!たのしい!クッキング!

年度	26	27	28	29	30
区 分					
開 催 数	12	12	12	12	12
受 講 者 数	160	188	172	142	118

③これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

平成30年度 6回 145人

④パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～

年度	26	27	28	29	30
区 分					
開 催 数	12	12	12	12	12
受 講 者 数 (組数)	243 (125)	219 (106)	231 (115)	243 (123)	238 (120)

(3) 産後のママのための育児相談会

平成30年度 18回 157人

(4) ママのためのおはなし会  
平成 30 年度 10 回 193 人

(5) 乳幼児相談

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
回 数	65	65	64	65	65
来 所 児 数	2,067	1,799	1,929	1,997	2,167
相談児数 (乳児)	990	830	962	1,143	1,217
相談児数 (幼児)	1,077	969	967	854	913
要 指 導 児 数	344	167	140	154	128

※ 平成 30 年度より市外の来所児を含む

区 分	17 産後ケア事業	所管係	親子健康係
-----	-----------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。(令和元年7月より順次実施)

(事業内容)

(1) 宿泊型

医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。

(2) 日帰り型

市内の旅館や民宿にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。

(3) 訪問型

母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法 (昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号)
- ◇ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別記 2 産後ケア事業運営要綱 (平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 823001 号)
- ◇ 子ども子育て支援交付金の交付について
- ◇ 宇治市産後ケア事業実施要項

区 分	18 3か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

3～4か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図ると共に生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減につとめることを目的として、毎月4回健やかセンターで実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制 度 の 現 況

3か月児健診の状況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
対 象 児 数		1,390	1,351	1,301	1,251	1,261
受 診 児 数 率 (%)		1,365 98.2	1,341 99.3	1,286 98.8	1,247 99.7	1,239 98.3
受 診 結 果	異 常 な し 率 (%)	841 61.6	856 63.8	773 60.1	772 61.9	786 63.4
	要 観 察 率 (%)	415 30.4	387 28.9	406 31.6	387 31.1	341 27.5
	要 医 療 率 (%)	16 1.2	14 1.0	4 0.3	30 2.4	13 1.0
	要 精 検 率 (%)	93 6.8	84 6.3	103 8.0	58 4.7	99 8.0

※ 要観察の中に管理中を含む。

区 分	19 10 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	---------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

10 か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常（疑いを含む）の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月3回健診と、月1回経過健診を平成6年度から健やかセンターで実施した。

平成9年4月から、母子保健法の改正にあわせて、10 か月児健診を宇治久世医師会・小児科医師へ委託による個別健診として実施している。また、月1回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

### 制 度 の 現 況

#### 10 か月児健診状況

区 分 \ 年 度		26	27	28	29	30
対 象 児 数		1,444	1,412	1,346	1,284	1,260
受 診 児 数		1,352	1,361	1,268	1,224	1,211
率 (%)		93.6	96.4	94.2	95.3	96.1
受 診 結 果	異 常 な し	920	918	946	895	881
	率 (%)	68.0	67.5	74.6	73.1	72.7
	要 観 察	408	416	296	312	314
	率 (%)	30.2	30.6	23.3	25.5	25.9
	要 医 療	3	3	2	2	5
	率 (%)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4
	要 精 検	21	24	24	15	11
	率 (%)	1.6	1.8	1.9	1.2	0.9

※ 要観察の中に管理中を含む。

10 か月児経過健診状況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
予 約 児 数		153	159	125	135	101
受 診 児 数		133	145	116	128	93
受 診 結 果	異 常 な し	24	34	31	28	27
	要 観 察	74	79	60	74	44
	要 医 療	0	0	1	0	0
	要 精 検	35	32	24	26	22
	再経過健診(再掲)	69	67	54	68	38

※ 要観察の中に管理中を含む。

区 分	20 1 歳 8 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月3～4回、健やかセンターで実施している。

平成9年度より、健診時期を1歳6か月から1歳8か月に変更した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制度の現況

1歳8か月児健診状況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
対 象 児 数		1,459	1,460	1,400	1,365	1,272
受 診 児 数		1,412	1,396	1,347	1,328	1,251
率 (%)		96.8	95.6	96.2	97.3	98.3
受 診 結 果	異 常 な し	802	772	775	745	677
	率 (%)	56.8	55.3	57.5	56.1	54.1
	要 観 察	469	459	414	452	432
	率 (%)	33.2	32.9	30.8	34.0	34.5
	要 医 療	6	10	9	4	1
	率 (%)	0.4	0.7	0.7	0.3	0.1
	要 精 検	135	155	149	127	141
	率 (%)	9.6	11.1	11.1	9.6	11.3

※ 要観察の中に管理中を含む。

1歳8か月児歯科健診状況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
対 象 児 数		1,459	1,460	1,400	1,365	1,272
受 診 児 数		1,412	1,396	1,347	1,328	1,251
率 (%)		96.8	95.6	96.2	97.3	98.3
う 歯 の 状 況	う 歯 無	1,378	1,375	1,330	1,298	1,229
	率 (%)	97.6	98.5	98.7	97.7	98.2
	う 歯 有	34	21	17	30	22
	率 (%)	2.4	1.5	1.3	2.3	1.8
う 歯 の 数		82	58	44	98	60
う歯の1人当りの数		2.4	2.8	2.6	3.3	2.7
歯 の 状 態 異 常		102	82	81	73	65
軟 組 織 異 常 数		31	23	69	39	39

区分	21 3歳児健康診査	所管係	親子健康係
----	------------	-----	-------

制度の概要

幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月3～4回、健やかセンターで実施している。

平成9年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。

根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制度の現況

3歳児健診受診状況

区分 年度	対象 児数 (人)	受診 児数 (人)	率 (%)	受診結果				医療機関 紹介件数
				異常なし	要観察	要医療	要精検	
26	1,654	1,569	94.9	781	427	10	351	340
27	1,578	1,509	95.6	763	396	5	345	324
28	1,447	1,380	95.4	683	395	8	294	269
29	1,470	1,411	96.0	657	459	3	292	277
30	1,424	1,389	97.5	658	456	3	272	275

※ 要観察の中に管理中を含む。

3歳児歯科健診状況

区分 年度	対象児数 (人)	受診児数 受診率(%)	う歯の状況		う歯型別状況			う歯の数		不正咬合のある歯						
			無	有	A型	B型	C型	総数	1人の数	a	b	c	d	e	f	計
26	1,654	1,569 94.9	1,262 80.4	307 19.6	214	71	22	1,045	3.4	76	15	31	26	1	64	213
27	1,578	1,507 95.5	1,191 79.0	316 21.0	225	72	17	1,003	3.2	75	27	30	33	3	48	216
28	1,447	1,378 95.2	1,154 83.7	224 16.3	162	52	10	732	3.3	87	18	27	33	1	41	207
29	1,470	1,410 95.9	1,174 83.3	236 16.7	165	62	9	718	3.0	80	25	21	37	0	80	243
30	1,424	1,386 97.3	1,163 83.9	223 16.1	146	63	14	773	3.5	60	21	29	39	0	65	214

※ a・反対咬合 b・上顎前突 c・開咬 d・叢生 e・正中離開 f・その他

区 分	22 離乳食教室	所管係	親子健康係																								
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>平成 20 年度まで、4～6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>離乳食教室実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 催 回 数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>受 講 者 数 ※</td> <td>230</td> <td>224</td> <td>242</td> <td>224</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>1 回当たり平均受講者数 (人)</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 父、祖父母を含む。</p>				区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30	開 催 回 数	12	12	12	12	12	受 講 者 数 ※	230	224	242	224	266	1 回当たり平均受講者数 (人)	19	19	20	19	22
区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30																						
開 催 回 数	12	12	12	12	12																						
受 講 者 数 ※	230	224	242	224	266																						
1 回当たり平均受講者数 (人)	19	19	20	19	22																						

区 分	23 はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係																		
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりとするため、平成 14 年 4 月から 3 か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、メッセージを添えて絵本等を配布し、健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときを体験してもらっている。さらに、1 歳 8 か月児健診では、フォローアップ活動を実施している。</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受診者数 \ 年 度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 か 月 児 健 診</td> <td>1,365</td> <td>1,341</td> <td>1,286</td> <td>1,247</td> <td>1,239</td> </tr> <tr> <td>1 歳 8 か月児健診</td> <td>1,412</td> <td>1,396</td> <td>1,347</td> <td>1,328</td> <td>1,251</td> </tr> </tbody> </table>				受診者数 \ 年 度	26	27	28	29	30	3 か 月 児 健 診	1,365	1,341	1,286	1,247	1,239	1 歳 8 か月児健診	1,412	1,396	1,347	1,328	1,251
受診者数 \ 年 度	26	27	28	29	30																
3 か 月 児 健 診	1,365	1,341	1,286	1,247	1,239																
1 歳 8 か月児健診	1,412	1,396	1,347	1,328	1,251																



区 分	24 家庭訪問指導	所管係	健康企画・発達支援・ 親子健康係
-----	-----------	-----	---------------------

制 度 の 概 要

乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について  
（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）

制 度 の 現 況

保健師の家庭訪問によるフォロー状況

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
障害児	訪問実人員	10	8	7	7	6
	延訪問回数	14	16	11	9	10
乳 児	訪問実人員	561	660	671	693	614
	延訪問回数	680	758	724	724	685
幼 児	訪問実人員	270	259	232	175	197
	延訪問回数	322	314	258	198	222
計	訪問実人員	841	927	910	875	817
	延訪問回数	1,016	1,088	993	931	917